〈各課直通電話〉

総務課	☎388-1111	建設課	☎388-1117
税務課	☎388-1112	水道課	☎388-1118
企画課	☎388-1113	会計課	☎388-1119
環境経済課	☎388-1114	議会事務局	☎388-1110
住民課	☎388-1115	教育文化課	☎388-3231
福祉健康課	☎388-7171	学校給食センター	☎387-5321
（役場窓口）	☎388-1116		

講演会『笠松陣屋』参加者募集　歴史民俗資料館

歴史民俗資料館では、皆さんに歴史や文化財に親しんでいただくため講演会を開催します。ぜひ参加してください。

【日　時】11月24日（土）
【時　間】午後2時～3時30分
【場　所】歴史民俗資料館
【演　題】「岐阜にあった二つの陣屋」
【講　師】岐阜県教育文化財団
　歴史資料部担当監　河井信幸氏
【定　員】60人（無料）
【申込締切】11月15日（木）
【申込・問合先】歴史民俗資料館

「まるごと鮎鮨街道INかさまつ」参加募集　町文化協会

歩く。見る。食べる。鮎鮨街道をまるごと体験してみませんか。

江戸時代、岐阜の鵜飼でとれた鮎を「鮎鮨」にして、将軍家へ献上しており、その鮎鮨を運んだ道が「鮎鮨街道」です。この鮎鮨の荷物を再現し、鮎鮨街道を歩いて運びます。

希望者には「アユ仕立て弁当」（1,000円）の注文も受け付けます。（要予約）

皆さんの参加をお待ちしております。

【日　時】平成19年11月17日（土）9時30分～（9時より受付開始）
【集合場所】福祉会館
【参加料】1人100円（傷害保険代込み）
【申込先】文化協会事務局（中央公民館内）
【申込期間】11月16日（金）まで（受付時間午前9時～午後5時）

24時間、隣にいます　ひとりで悩まないで、こころの苦しみを、お話しください。

自殺予防　いのちの電話

☎0120-738-556（ココロ）

毎月10日　8:00～翌日8:00（24時間無料です）

主婦と税（パートと税）　税務課

パート収入に対する税

パート収入は、通常、給与所得となります。

課税される所得は、パートの年収から給与所得控除額（最低65万円）と基礎控除（38万円）などの所得控除を差し引いた残額となりますので、パート収入が103万円以下でほかに所得がない場合は、所得税はかかりません。

ただし、パート収入が93万円を超えるかたは町県民税がかかる場合があります。

配偶者にパート収入がある場合

例えば、夫に所得があり、妻の収入がパート収入のみのかたの場合、パート収入が103万円までであれば、夫は配偶者控除（38万円）が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象でない妻について、妻の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。この控除はパート収入が103万円を超えて141万円未満であれば受けることができます。ただし、夫の合計所得が1,000万円（給与収入で約1,231万円）を超える年には受けることはできません。

【問合先】税務課

岐阜県健康づくり講座」受講者募集　（財）岐阜県健康長寿財団

【月　日】11月22日（木）
【時　間】午前9時40分～午後3時
【場　所】各務原市中央ライフデザインセンター
【内　容】自分の健康は自分で守り、つくるため、心身の健康づくりについて学ぶ講義とヨーガ体験
【定　員】60人
【費　用】無料
【申込方法】「岐阜県健康づくり講座希望」と明記のうえ、郵便番号、住所、氏名、性別、年齢、電話番号、受講日を記入し、ハガキ・FAX・メールで申込先へ
【申込期限】11月8日（木）
【申込・問合先】（財）岐阜県健康長寿財団 健康推進課
〒500-8384 岐阜市薮田南5-14-12 ☎273-1456
FAX268-6015　E-mail kec@kenkou.gifu-net.jp

各種贈答品・冠婚葬祭セレモニーコンサルタント
有限会社 東海ギフト
BlueTree GROUP
笠松町北及1808 Tel.058-388-7330

HIKARI
航空宇宙産業に貢献する
株式会社 光製作所
羽島郡笠松町中野
☎387-4361